

平成29年度 酪農関連対策について

平成29年度に施行される主な酪農関連対策事業についてご案内いたします。

尚、事業の詳細、参加要件、方法については、最寄りの所属組合、もしくは各事業実施主体となっている団体へお問い合わせください。

平成29年度 酪農関連対策について

事業名	事業実施主体	事業の概要
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター・機械リース) ホームページ http://jlia.lin.gr.jp/archives/848	中央畜産会	畜産クラスター計画に定めた取組主体が経営の収益性向上に必要な機械をリース方式により導入する場合に補助を行う(補助率一貸付対象機械装置の取得に必要な経費の1/2以内)
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター：施設整備等) ホームページ http://jlia.lin.gr.jp/archives/848	中央畜産会	畜産クラスター計画に定めた取組主体に対する畜舎等の施設整備について補助。 (補助率一家畜飼養管理施設(牛舎等)の整備・家畜排せつ物処理施設の整備・自給飼料関連施設の整備・施設の補改修等一事業費の1/2以内) *農協等が買入又は借入した離農跡地等において、畜舎等の補改修を実施し、新規参入者へ貸し付ける場合も含む
乳用後継牛緊急確保事業 ホームページ http://www.dairy.co.jp/news/kulbvq000000in18.html	中央酪農会議	①乳用牛頭数の増頭を図るため、牛舎の増改築を行う場合の資材・カーフハッチの共同購入及び簡易牛舎等の整備を行い、酪農経営体に対し支給 または貸付を行う。(補助率一事業費の1/2以内) ②生後1か月齢以内の疾病予防のためのワクチン接種及び哺乳期の健康増進を図るため初乳添加剤の共同購入を補助(補助率一ワクチン接種1頭1回あたり1千円以内、初乳添加剤給与1頭あたり400円以内) ③担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛の導入・畜舎の増改築等を補助。(補助率一ホルスタイン初妊牛導入1頭あたり50千円以内、牛舎の増改築を行う場合の資材共同購入・貸付及び簡易牛舎整備一事業費の1/2以内)
畜産・酪農生産力強化緊急対策事業 ホームページ http://www.dairy.co.jp/news/kulbvq000000ia5r.html	中央酪農会議	酪農経営における受精卵移植・性別別技術を活用した優良な乳用後継雌牛の確保の取組みをに対する補助する。 補助率一後継牛確保に向けた交配計画の策定一定額 判別精液の利用推進事業費の1/2以内(上限6千円/頭) 性別別受精卵の利用推進事業費の1/2以内(上限100千円/頭)
酪農経営生産性向上緊急対策事業 ホームページ http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/rakuraku.html	中央畜産会	「楽酪応援計画」に基づき、労働負担軽減のために導入する機械装置(自動給餌機、哺乳ロボット等)の費用の一部を助成(補助率一機械装置の取得に必要な経費の1/2以内)
飼料生産型酪農経営支援事業 ホームページ http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_zigyo/29_siryu_seisan_gata.html	都府県協議会 ・ 農政局	環境負荷軽減に取り組む生産者に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付する。 交付額-飼料作付面積 15,000円/ha *輸入粗飼料の使用量を削減し飼料作付面積を拡大した場合 飼料作付面積 30,000円/ha